

発議案第1号

議会閉会中の所管事務調査について

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出があったので承認する。

平成25年 9月 9日

木古内町議会 議長 岩館俊幸

記

委員会名	調査事件
総務・経済常任委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 総務課<ul style="list-style-type: none">・工事契約について（継続）2. まちづくり新幹線課<ul style="list-style-type: none">・第6次木古内町振興計画について・駅周辺整備事業について（継続）・観光交流センターについて（継続）3. 保健福祉課<ul style="list-style-type: none">・高齢福祉及び保健推進事業の現状について4. 産業経済課<ul style="list-style-type: none">・はこだて和牛ブランド化推進事業について（継続）・観光おみやげ品開発支援事業について（継続）・駅前景観統一事業について（継続）・各種補助金及び助成金による経済効果について5. 建設水道課<ul style="list-style-type: none">・上水道事業会計及び下水道事業特別会計の収支状況について・発注済工事の現地調査について6. 教育委員会<ul style="list-style-type: none">・町民プール建設の進捗状況について・各施設の管理状況及び各種事業の取り組み状況について7. 病院事業<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の収支状況について8. その他総務・経済常任委員会所管の緊急を要する課題について
議会運営委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの会期日程等の議会運営に関する事項について2. 議長の諮問に関する事項について

発議案第2号

平成25年 9月 9日

木古内町議会
議長 岩 館 俊 幸 様

提出者	木古内町議会議員	吉 田 裕 幸
賛成者	木古内町議会議員	平 野 武 志
賛成者	木古内町議会議員	新井田 昭 男

木古内町議会会議規則の一部を改正する
規則制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

木古内町議会会議規則の一部を改正する規則

木古内町議会会議規則(昭和62年規則第1号)の一部を次のように改正する。
目次中「77条」を「77条の2」に改める。

第40条中「委員会」を「常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）」に改める。

第63条の次に次の1条を加える。

（質問趣旨の確認）

第63条の2 町長及び執行機関の職員は、質疑又は質問に対する答弁をするに当たり当該質疑又は質問の論点及び争点を明確にするため、議長の許可を得て、質問議員に対して質問をすることができる。

第77条の次に次の1条を加える。

（準用規定）

第77条の2 委員会における質疑については、第63条の2[質問趣旨の確認]の規定を準用する。

第92条第2項中「委員会の」を「委員会への」に改める。

第106条の次に次の1条を加える。

（委員会への情報通信機器等の持込み）

第106条の2 何人も、委員会の会議中に閲読を目的として情報通信機器等を持込み、利用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。